

公益財団法人東京都医療保健協会
役員および評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益財団法人東京都医療保健協会の定款第12条及び第26条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関する支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第21条2項により選定された理事長及び常務理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。役員と合わせて役員等という。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等および費用の支給)

第3条 役員等に対して、勤務形態に応じ、職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。その報酬等は、常勤役員にあっては月額報酬とし、非常勤役員等にあっては日額報酬とする。

2. 役員等が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の年額報酬は、別表第1に定める。

2. 常勤役員が院長並びに名誉院長、研究所所長等を兼任する場合は事業所より別途給与規程に基づき支給することができる。ただし、本給与および報酬等の合計額は別表第2で定める額を超えないものとする。

3. 非常勤役員等の日額報酬は別表第3に定める。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支払は、年額報酬を12等分した額を月額報酬として、毎月、月末締め翌月15日払いとする。但し、その日が休日であるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。非常勤役員等に対する報酬等の支払いは、評議員会、理事会又は監査への出席の都度に支給する。

- 2 報酬等は、その金額を通貨で、直接、役員等に支払うものとする。但し、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額からその金額を控除して支払うものとする。
- 3 常勤役員の報酬等は、役員の希望により銀行振込により支払うことができる。
- 4 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。
- 5 前項の規程にかかわらず、月の途中で死亡した常勤役員に対する当該月分の月額報酬は全額を支給する。

(退職金・慰労金)

第6条 常勤役員が退職したときは、その者（死亡退職の場合は遺族）に退職金を支給する。

- 2 退職金の額は、当該常勤役員が在任した役職毎に、次の各号で定めた支給率と月額報酬を乗じて得た額を在任期間に渡り、毎月累計した額とする。

(1) 理事長 100分の15

(2) 常務理事 100分の15

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人東京都医療保健協会の設立登記のあった日から施行する。

令和元年11月26日 改定

令和2年7月10日 改定

令和 2 年 11 月 24 日 改定
令和 3 年 6 月 29 日 改定
令和 3 年 7 月 8 日 改定
令和 4 年 11 月 25 日 改定
令和 7 年 6 月 26 日 改定

別表第 1（第 4 条第 1 項）

区分	報酬等（年額）
理事長	26,000,000 円（税込）
常務理事	15,000,000 円（税込）

別表第 2（第 4 条第 2 項）

区分	給与および報酬等の合計額上限（年額）
理事長（兼務の場合）	35,000,000 円（税込）

別表第 3（第 4 条第 3 項）

区分	報酬額（日額）
評議員	30,000 円（税込）
理事	30,000 円（税込）
監事	30,000 円（税込）